（捕獲等をする期間）

第九条　法第十一条第二項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年十一月十五日から翌年二月十五日まで（猟区の区域内においては、毎年十月十五日から翌年三月十五日まで）
（略）	（略）

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十条　法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
Syrmaticus soemmerringii（ヤマドリ）（*Syrmaticus soemmerringii ijimae*（亜種コシジロヤマドリ）を除く。以下この条において同じ。）の雌及び*Phasianus colchicus*（キジ）の雌（*Phasianus colchicus kawpowi*（亜種コウライキジ）を除く。）	全国の区域（*Syrmaticus soemmerringii*（ヤマドリ）の雌にあっては放鳥獣をされた*Syrmaticus soemmerringii*（ヤマドリ）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、*Phasianus colchicus*（キジ）の雌にあっては放鳥獣をされた*Phasianus colchicus*（キジ）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	令和四年九月十五日から令和九年九月十四日まで
Hypsipetes amaurotis（ヒヨドリ）	東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域	令和四年九月十五日から令和九年九月十四日まで

（捕獲等をする期間）

第九条　法第十一条第二項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道以外の区域	毎年十一月十五日から翌年二月十五日まで（猟区の区域内においては、毎年十月十五日から翌年三月十五日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であって、猟区の区域以外において、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリュンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）、クロガモ（メラニタ・アメリカナ）を捕獲する場合にあっては、毎年十一月一日から翌年一月三十一日まで）
（略）	（略）

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十条　法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ）を除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキジ（ファスィアヌス・コロキクス・カルポウィ）を除く。）	全国の区域（ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）の雌にあっては放鳥獣をされたヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌にあっては放鳥獣をされたキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで
ヒヨドリ（ヒプスィペテス・アマウロティス）	東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで